

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年8月25日（火）

担当課：総務部 総務課

件 名： 行政不服審査法の施行に伴う行政不服審査体制及び関係条例の整備について	
提出理由： 行政不服審査体制及び関係条例の整備にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	(2) 本市における行政不服審査体制
1. 行政不服審査法の改正について	
(1) 背景等	
・行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続で、簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。国、地方公共団体に共通に適用される。	
・昭和 37 年に制定された行政不服審査法（以下「行服法」という。）は、行政手続法の制定及び行政事件訴訟法の改正等関係法制度の整備・充実を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即して抜本的に見直された。	
(2) 行服法改正の概要	
《不服申立構造の見直し》	
不服申立ての種類を審査請求に一元化	
《公正性の向上》	
審理員制度の導入、第三者機関への諮問手続の新設、提出書類等の謄写等	
《使いやすさの向上》	
審査請求期間を 60 日から 3 か月に延長	
2. 本市における行政不服審査体制について	
(1) 基本的な考え方	
・処分を行った部署（又は処分に関与した職員等）の意向等によって審理や裁決の公正性が損なわれることがないように、実情を踏まえつつ、審理や裁決の公正性について疑念を招かないよう体制を整備する。	
・処分庁、審査庁、審理員及び行政不服審査会を法律上それぞれ別個の主体として位置づけていることを踏まえ、それぞれに係る部署は、可能な限り分離する。	